

イーストスプリング 米国高利回り社債 オープン

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 本書により行う「イーストスプリング米国高利回り社債オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月8日に関東財務局長に提出しており、2026年10月9日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>				
委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社			
設 立 年 月 日	1999年12月1日			
資 本 金	649.5百万円(2026年7月末現在)			
運用する投資信託財産の合計純資産総額	6,904億円(2026年7月末現在)			

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として米国の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

ファンドの特色

1 米国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。

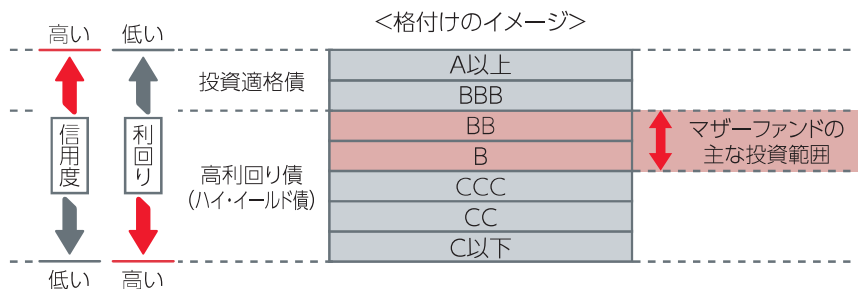
- ▶ 原則として投資時において、S&Pまたはムーディーズのいずれかにより、B-※相当以上の格付けを得ている米ドル建ての高利回り社債を中心に投資を行います。 ※S&Pにおける「B-」、またはムーディーズにおける「B3」。以下同じ。

「社債」とは：

企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。多くの社債は発行企業が籍を置く国の国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。社債の利回りは、投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利（スプレッド）の分だけ、国債に比べて高くなっています。一般に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は投資適格社債と比較して信用リスクが高いため、利回り水準が高くなる傾向にあります。

「高利回り債（ハイ・イールド債）」とは：

債券およびその発行体等のなかには、債務履行（元本および利子の支払い）の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。一般に、BBB-相当以上に格付けされている債券は「投資適格債」、BB+相当以下に格付けされている債券は「高利回り債（ハイ・イールド債）」などと呼ばれます。



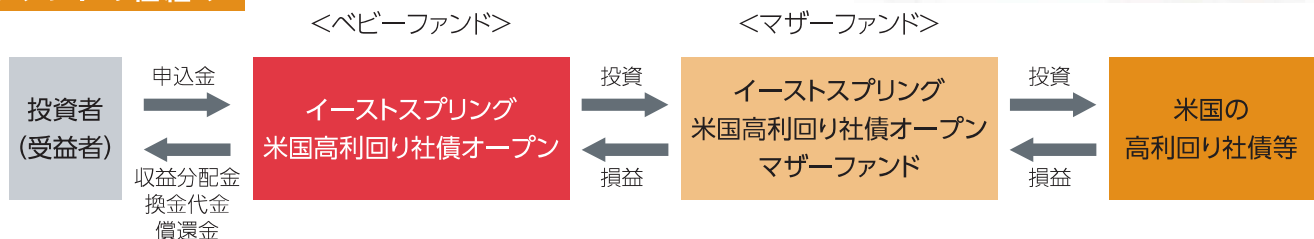
※格付けの表記には例としてS&Pのものを使用。+/-の符号は省略。

2 マザーファンドの運用は、ピーピーエム アメリカ インク (PPMA) が行います。

- ▶ 債券運用のスペシャリストとして安定運用を基本とするPPMAに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。
- ▶ 格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、クレジット・アナリスト・チームが徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、企業評価に加えて業種および個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。



ファンドの仕組み

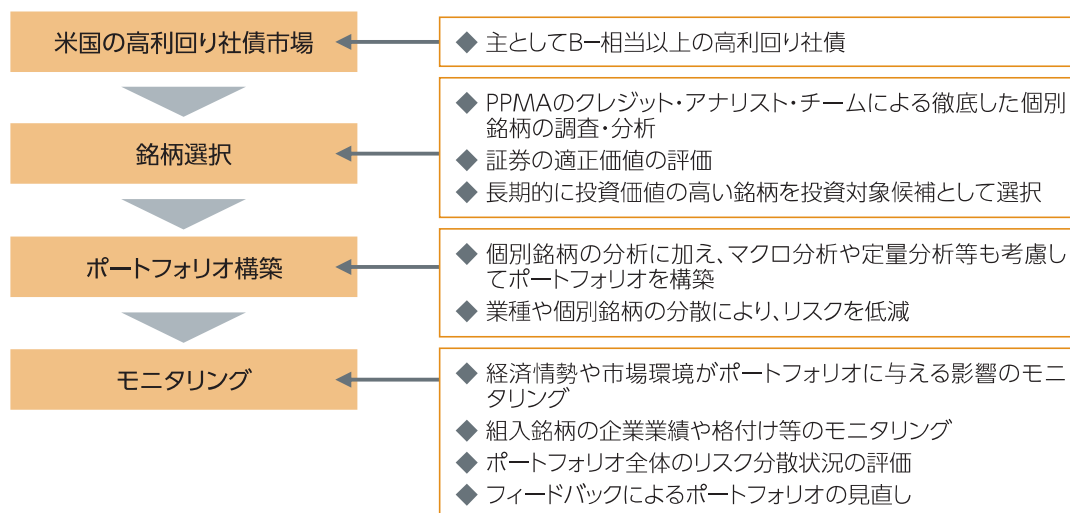


- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング米国高利回り社債オープンマザーファンド」への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3 運用プロセス全体にわたってリスク管理を徹底し、投資リスクの低減を図ります。

- ▶ PPMAでは、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組合せることにより、リスク管理を徹底します。
- ▶ ポートフォリオの構築に当たっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。
- ▶ 組入後、S&PまたはムーディーズのいずれかによりB-相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS&PおよびムーディーズのいずれからでもB-相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

<PPMAにおける運用プロセス>



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

4 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

5 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。

- ▶ 原則として、毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
- ▶ 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)等からも収益分配を行う場合があります。
- ▶ 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

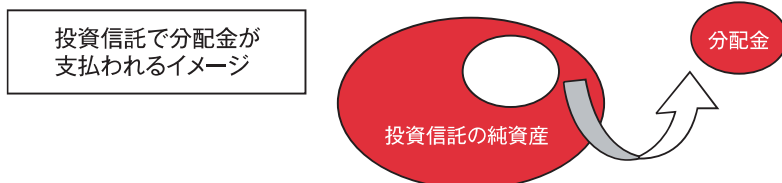
主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

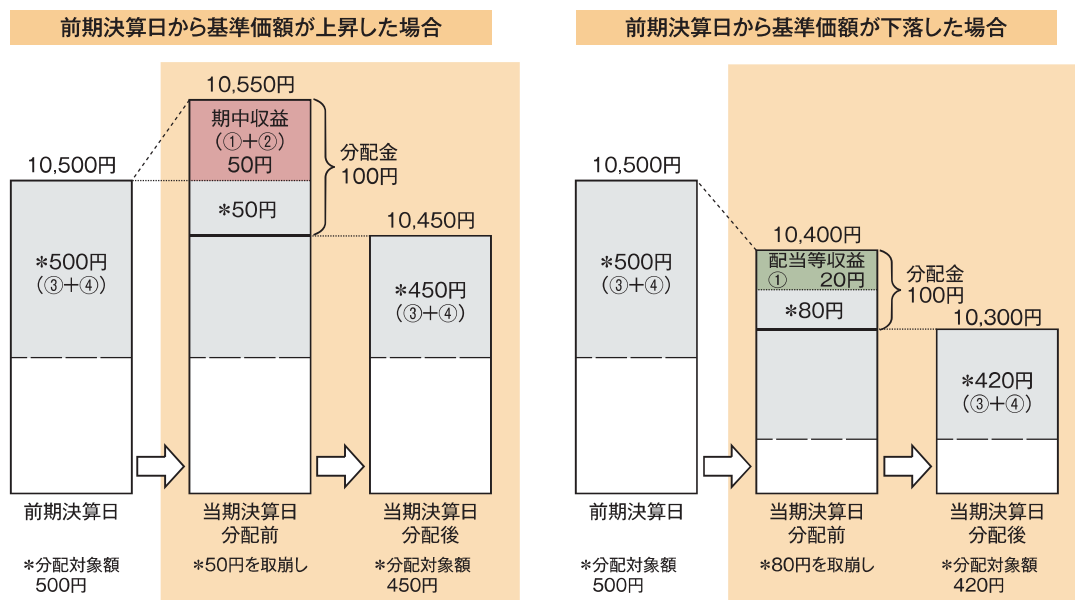
〔 収益分配金に関する留意事項 〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



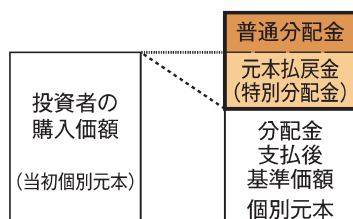
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

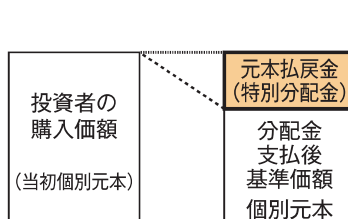
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券に実質的に投資を行いますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となる場合があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門において運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会がリスク全般の管理を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。

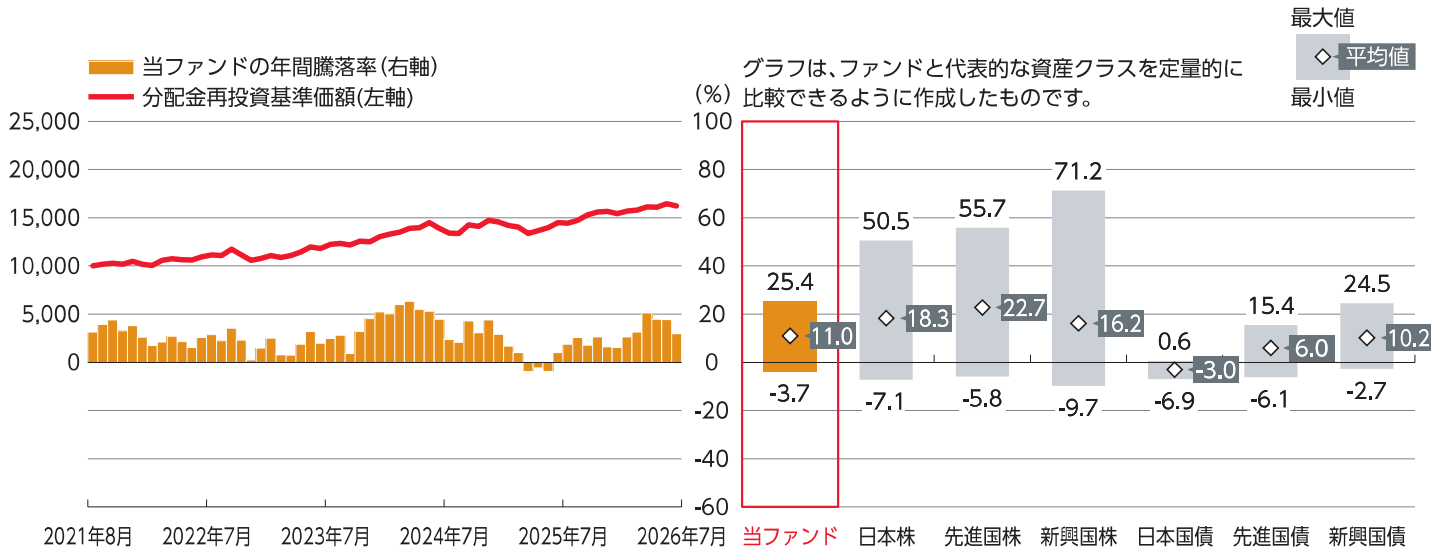
参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2021年8月末～2026年7月末

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年8月末～2026年7月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年8月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

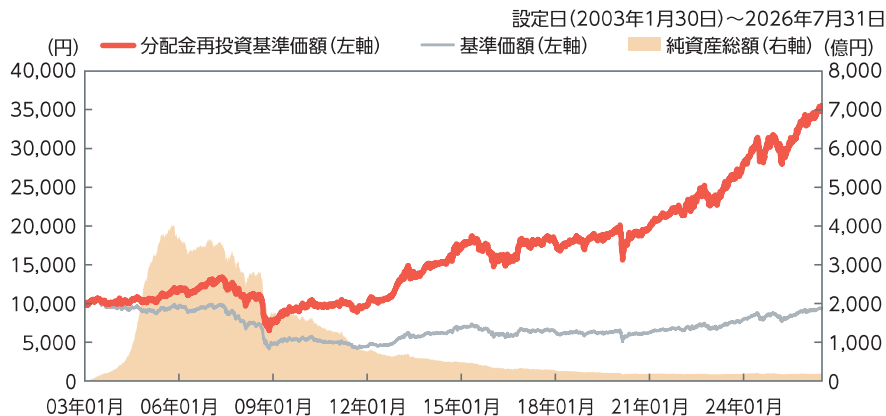
代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

3 運用実績

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

2026年7月31日現在

基準価額	9,220円
純資産総額	184.2億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2026年 7月	20円
2026年 6月	20円
2026年 5月	20円
2026年 4月	20円
2026年 3月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	9,173円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

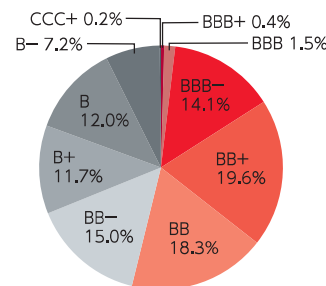
資産の種類	比率(%)
米ドル建公社債	97.0
現金・その他	3.0

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。米ドル建公社債の比率は経過利子相当分を含んでいます。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	エネルギー	13.3
2	金融	10.5
3	メディア	8.7
4	素材	8.6
5	レジャー	8.1
6	ヘルスケア	7.4
7	サービス	6.0
8	通信	5.1
9	テクノロジー/エレクトロニクス	4.9
10	小売	4.3

格付別組入状況



組入上位10銘柄

	銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1	カーニバル	レジャー	4.000	2028/08/01	BBB-	1.6
2	CCOホールディングス/キャピタル	メディア	5.375	2029/06/01	BB-	1.4
3	シトゴ・ペトロリアム	エネルギー	8.375	2029/01/15	B+	1.1
4	カーニバル	レジャー	5.750	2032/08/01	BBB-	1.0
5	ベンチャー・グローバルLNG	エネルギー	9.500	2029/02/01	BB	1.0
6	テネット・ヘルスケア	ヘルスケア	4.250	2029/06/01	BB+	1.0
7	マーブ・ボンド	消費財	3.950	2031/01/29	BB+	1.0
8	ブライトスター・ロッターリー	レジャー	5.250	2029/01/15	BB+	0.9
9	イングラム・マイクロ	サービス	4.750	2029/05/15	BB	0.8
10	ファイブ・ポイント・オペレーティング	不動産	8.000	2030/10/01	B+	0.8

※業種は、ICE BofAの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。

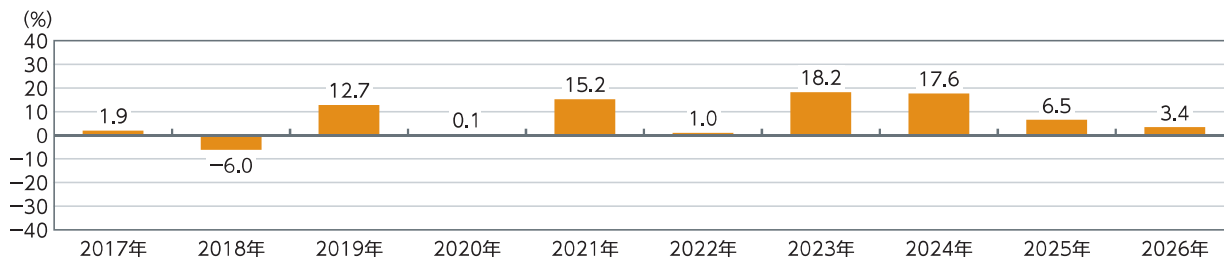
※「組入上位10業種」、「格付別組入状況」および「組入上位10銘柄」の比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

※格付けは、S&Pおよびムーディーズの格付けをもとに、当社が独自の基準で採用したものです。

※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2026年は、7月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ニューヨーク証券取引所の休業日 ②ニューヨークの銀行休業日
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年10月9日から2027年4月12日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	無期限(2003年1月30日設定)
繰 上 償 還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、年2回(1月および7月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 なお、当ファンドはNISAの適用対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に「米高利回」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.815%(税抜1.65%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。 ＜運用管理費用(信託報酬)の配分＞					
		各販売会社の取扱い純資産残高のうち				
		250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超 750億円以下の部分	750億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
	委託会社	年率0.935% (税抜0.850%)	年率0.9075% (税抜0.825%)	年率0.880% (税抜0.800%)	年率0.8525% (税抜0.775%)	年率0.825% (税抜0.750%)
	販売会社	年率0.770% (税抜0.700%)	年率0.7975% (税抜0.725%)	年率0.825% (税抜0.750%)	年率0.8525% (税抜0.775%)	年率0.880% (税抜0.800%)
	受託会社	年率0.110% (税抜0.100%)	年率0.110% (税抜0.100%)	年率0.110% (税抜0.100%)	年率0.110% (税抜0.100%)	年率0.110% (税抜0.100%)
	委託会社：委託した資金の運用の対価 販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社：ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価					
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは1月および7月の計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 監査費用 ：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料 ：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用 ：有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用					

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ファンドの総経費率

対象期間：2026年1月14日～2026年7月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.86%	1.82%	0.04%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。